

平成21年8月7日

相模原市長 加 山 俊 夫 殿

相模原市監査委員 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

平成20年度決算に基づく経営健全化の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、大貫勲監査委員は、審査から除斥した。

以 上

平成20年度決算に基づく経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月1日から平成21年8月3日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は各特別会計とも経営健全化基準内となっており、引き続き経営の健全化に努められたい。

資金不足比率

(単位: %)

区 分	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	—	20
簡易水道事業特別会計	—	—	20
農業集落排水事業特別会計	—	—	20

※資金不足額がない場合は「—」を表示